

別表1(所得階層区分)

区分	対象となる世帯(同じ医療保険に加入している人)	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	5,000円
中間的な所得	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が23万5千円以上	自立支援医療費の対象外

重度かつ継続の疾病に該当する場合は、「中間的な所得」、「一定所得以上」でも軽減制度が設けられています。

対象となる世帯	月額負担上限額
住民税(所得割)課税が3万3千円未満	5,000円
住民税(所得割)課税が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
住民税(所得割)課税が23万5千円以上	20,000円

別表 2 (対象となる医療の範囲)

機能障害	人工透析療法、じん臓移植及びこれに伴う医療 対象となる医療の例:血液透析、じん臓移植術、CAPDなど
心臓機能障害	心臓疾患に対する手術及びこれに伴う医療、内科的治療のみは除きます。 対象となる医療の例:弁口、心室心房中隔欠損に対する手術、人工弁設置手術、ペースメーカー植え込み手術など
肢体不自由じん臓	整形外科的治療と医学的リハビリテーション、神経外科的治療や形成外科的治療も含みます。 対象となる医療の例:関節の授動術、関節形成術、人工関節置換術、義肢装着のための切断端形成術
視覚障害	永続する視覚障害に対する効果的手段となるもの 対象となる医療の例:白内障手術、角膜移植手術など 視力の回復が期待できるものに限る
聴覚障害	耳介の変形、外耳道狭窄に対する形成術、人工内耳等
音声・言語・そしゃく機能障害	唇顎口蓋裂の歯科矯正、精神的ショック等により生じた機能性言語障害の薬物、暗示療法等
小腸機能障害	中心静脈栄養法およびこれに伴う医療費等
免疫機能障害	抗HIV療法 等